

改正

平成9年3月12日条例第3号
平成10年3月23日条例第9号
平成10年9月21日条例第25号
平成11年3月24日条例第7号
平成13年3月9日条例第5号
平成13年3月26日条例第9号
平成13年6月26日条例第20号
平成14年12月25日条例第55号
平成16年3月23日条例第1号
平成21年3月24日条例第12号

富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定めるもののほか、市における廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 ゴミ、粗大ゴミ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- (2) 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第2条各号に定めるものをいう。

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用等を図り、廃棄物を分別して排出し、その廃棄物を自ら処分する等廃棄物の減量その他適正な処理に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、分別排出及び廃棄物の適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、市の区域内における一般廃棄物の減量に関し、市民の自主的な活動の促進を図

り、一般廃棄物の分別、収集、再生利用等適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、施設の整備及び作業方法の改善を図るなど能率的な運営に努めるものとする。

2 市は、廃棄物の排出を抑制及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、その占有する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、道路、河川、その他の公共の場所を汚さないよう努めなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

4 動物を飼育する者は、飼育場の清潔を保持し、衛生害虫の発生及び悪臭の防止に努めなければならない。

5 市長は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前項の飼育者に対し、所要の施設及び管理の改善について指導することができる。

(廃棄物減量等の推進)

第7条 市長は、廃棄物の減量等を推進するため、廃棄物の処理に関心を有する市民の参加を得て、富良野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

3 市長は、地域での廃棄物の削減、資源リサイクル等を推進するため、リサイクル推進委員を置くことができる。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき、富良野市一般廃棄物処理基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）を定め告示するものとする。

2 一般廃棄物処理基本計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の自己処理)

第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理基本計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し保管する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力するものとする。

(一般廃棄物の処理区分)

第10条 一般廃棄物処理基本計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境に支障とならないよう処理するため、一般廃棄物のうち家庭ごみについては、市が収集、運搬及び処分をするものとし、事業所ごみについては、事業者が自らの責任において、収集、運搬及び処分を行わなければならない。ただし、一般廃棄物のうち、し尿、浄化槽汚泥及び生ごみの処理については、富良野広域連合廃棄物処理条例（平成21年富良野広域連合条例第15号）の定めによる。

2 前項の家庭ごみとは、家庭生活に伴って家庭から排出される廃棄物をいい、事業所ごみとは、事業活動に伴って事業所から排出される廃棄物をいう。

(家庭ごみの分別排出等)

第11条 家庭ごみの排出者は、一般廃棄物処理基本計画に定める家庭ごみの分別区分に基づき

排出するものとする。

(粗大ごみの処理手数料)

第12条 前条に規定する家庭ごみのうち、粗大ごみを市が処理する場合の手数料は、別表に定めるところによる。

(市が処理する事業所ごみ)

第13条 市のごみ処理施設で処理できる事業所ごみは、一般廃棄物処理基本計画に定める事業系一般廃棄物及び市が指定する産業廃棄物に限る。

2 前項の規定により事業所ごみを処理しようとする者は、自らの責任において運搬及び排出するものとする。

3 市長は、前2項の規定により事業所ごみを処理しようとする者について、当該事業所ごみを運搬すべき場所及びその運搬の方法並びにその他必要な事項を指示することができる。

(手数料の減免)

第14条 市長は、次の各号に掲げるものについて、第12条に定める手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 市民税が非課税である者
- (3) 生計の中心が母子、老人及び重度身体障害者の世帯で市民税が均等割のみの者
- (4) 災害その他の事故により手数料の納付が著しく困難と認められる者
- (5) その他、特に手数料の減免の必要があると認められる者

(一般廃棄物処理業等許可申請及び手数料)

第15条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、又は浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、法第7条の2第1項に定める事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

3 第1項の許可の期限は、2年とする。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
- (3) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
- (5) 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更許可を受けようとする者
1件につき 3,000円
- (6) 許可証の再交付を受けようとする者
1件につき 1,000円

5 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、第12条に定める手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

第16条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「対象施設」という。）とする。

（縦覧）

第17条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間
- (3) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による縦覧をするときは、生活環境影響調査の結果を記載した書類と併せて、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

3 第1項第2号に掲げる縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

（意見書の提出）

第18条 法第9条の3第2項の規定により、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第3項の縦覧期間満了の日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、前条第1項の規定による告示の際、併せて告示するものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、改正前の富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた手続きその他の行為は、改正後の富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

別表 (第12条関係)

粗大ごみの処理手数料表

(単位：円)

排出基礎単位・料金区分 種類			小 型		中 型		大 型		特記事項
			排出基礎単 位	金額	排出基礎 単位	金額	排出基礎 単位	金額	
粗 大 ご み	大 型 ご み	1 アコーディオン カーテン	1台	440					
		2 網戸	1枚	440					
		3 衣装箱・衣装ケ ース	1個	440					
		4 椅子 (木・プ ラ・金属製)	1人用	440					
		5 煙突	20kgごと	440					ひとまとめにし て紐等で梱包
		6 傘	5本ごと	440					
		7 ガスコンロ	1台	440					
		8 鏡台	1台	440					三面鏡の場合、 折り畳んで小型 扱い
		9 金庫	1台20kgま で	440	1台40kg まで	880	左記以上 の物	1,320	
		10 ゴルフクラブ	クラブのみ 14本まで	440	ゴルフバ ック付き	880			
		11 コンクリート土 台	1個	440					
		12 サイディング	20kgまで	440					
		13 自転車	1台	440	電動式	880			一輪車・三輪車 を含む
		14 絨毯・カーペッ	4畳半まで	440	5畳以上	880			

	ト						
15	収納棚・本棚	1辺の長さ 90cmまで	440	1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320 1番長いところの長さで判断
16	食卓テーブル	1辺の長さ 120cmまで	440	1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320 1番長いところの長さで判断
17	食器棚・茶箆筒	1辺の長さ 90cmまで	440	1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320 1番長いところの長さで判断
18	水槽	1個	440				
19	スキー	板・ストック1式	440				
20	スコップ・雪かき・くわ・つるはしなど	3本ごと	440				
21	スノーダンプ	1台	440				
22	石油タンク	1個90ℓまで	440	1個180ℓまで	880	左記以上の物	1,320
23	ソファー	1人掛け	440	2人掛け	880	3人掛け	1,320
24	たたみ	1畳	440				
25	たんす	1辺の長さ 90cmまで	440	1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320 1番長いところの長さで判断
26	机	袖なし	440	袖付き	880	袖・本体に付属品付き	1,320
27	漬物たる（木製・プラスチック製）	1個	440				

28	テレビアンテナ (パラボラアンテナ 含む)	本体・支柱 1式	440					
29	戸・ドア (1 枚)	1枚	440					
30	トタン板	20kgまで	440					20kgを超える場 合は20kgごと加 算
31	流し台	1辺の長さ 90cmまで	440	1辺の長 さ150cmま で	880	1辺の長 さ151cm以 上	1,320	1番長いところ の長さで判断
32	米びつ	米びつのみ	440	本体上に 付属品あ り	880			付属品 (電子レ ンジ配置スペー ス等)
33	布団	1枚	440					
34	ブラインド	家庭用1台	440					
35	ベット			シングル	880	セミダブ ル以上	1,320	
36	ベビーカー	1台	440					手押し車等含む
37	薪・石炭ストー ブ	1台20kgま で	440	1台40kg まで	880			
38	マットレス	1枚	440					スプリングマッ トレスは収集不 可
39	木材	20kgまで又 は0.25m ³ ま で	440					20kg又は0.25m ³ 以上は20kg又は 0.25m ³ ごとに440 円を加算する
40	物干し台	1本 (台 付)	440					台無しの場合は 1対
41	物干し竿	4本ごと	440					

	42 床暖用パネル	1枚	440					
	43 浴槽			1辺の長さ150cmまで	880	1辺の長さ151cm以上	1,320	
	44 リヤカー			1台	880			
電 気 製 品	1 IHクッキングヒーター	1口のもの	440	2口以上のもの	880			
	2 加湿器・空気清浄機・除湿器	各1台	440					
	3 家庭用コピー機	卓上タイプ 1台	440			特に大きなもの1台	1,320	
	4 カラオケ機材	小型のもの 1台	440	左記以上のもの	880			
	5 刈り払い機	1台	440					
	6 キーボード・エレクトーン	本体のみ1台	440	台付きで40kgまで	880	左記以上のもの	1,320	ピアノは不可
	7 健康器具	電動式で小さなもの1台	440	持ち運び可能なもの1台	880	左記以上のもの	1,320	
	8 こたつ	本体1台	440	天板付き1台	880	左記以上のもの	1,320	
	9 照明器具	2灯まで	440	3灯以上のもの	880			
	10 炊飯器	1台	440					
	11 ステレオ (アンプ・スピーカー・デッキ)	各1台	440					スピーカー30cm以下は1対で小型扱い
	12 扇風機	1台	440					

13	掃除機	1台	440					
14	石油ストーブ	1辺の長さが50cmまで	440	1辺の長さが51cm以上	880			1番長いところの長さで判断
15	電気カーペット			4畳半まで	880	5畳以上	1,320	
16	電気暖房器具	1台	440					
17	電気毛布			1枚	880			
18	電子レンジ・オーブン	1台	440					
19	電動ソファ			持ち運び可能なものの1台	880	左記以上のもの	1,320	
20	電動ベット					1台	1,320	
21	電話機 (FAX付き含む)	1台	440					
22	トースター	1台	440					
23	パソコン周辺機器 (キーボード・プリンター等)	各1台	440					
24	ビデオデッキ・DVDデッキ	1台	440					
25	ホームベーカリー	1台	440					
26	ボイラー・温水器	25kgまで又は150ℓまで	440	35kgまで又は200ℓまで	880	左記以上のもの	1,320	
27	ホットプレート	1台	440					
28	ミシン	電動式台無し	440	電動式台付	880			足踏み式は中型扱い

	29	餅つき器	1台	440					
	30	ラジカセ	1台	440					
	31	ワープロ	1台	440					
	32	小型電気製品専用袋	1袋	660					

備考

1 ごみ処理手数料の算出に当たって排出量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。

2 別表の各号の分類により難いものについては、その形状、体積、重量等を勘案し、類似するものの区分による。